

高松市監査基準の一部を改正する基準

高松市監査基準（令和２年４月１日施行）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（報告の徴取） 第８条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６８条の４第３項又は地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）<u>第２２条の４第３項</u>の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対してそれぞれ報告を求めることができる。 ２ 略	（報告の徴取） 第８条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６８条の４第３項又は地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）<u>第２２条の５第３項</u>の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対してそれぞれ報告を求めることができる。 ２ 略

附 則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。